

○立上がる営農等への支援事業補助金交付要綱

(平成 30 年 7 月 1 日告示第 94 号)

改正 令和 3 年 3 月 31 日告示第 28 号 令和 3 年 8 月 24 日告示第 89 号

令和 4 年 2 月 14 日告示第 17 号 令和 5 年 5 月 8 日告示第 89 号

令和 6 年 5 月 16 日告示第 124 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故により、営農活動の休止を余儀なくされた町内の農地において、本格的な営農の再開に向けた機械、施設の整備等の作付再開初年度における営農の取組（以下「立上がる営農」という。）並びに営農の組織化、町内農産物の加工及び販売促進に向けた取組（以下「歩み出す営農」という。）を行う復興組合、生産組合等の農業者の組織する団体並びに新規参入者等に対して予算の範囲内において補助金を交付することを目的とし、その交付に関しては、浪江町補助金等の交付等に関する規則（昭和 60 年 11 月 1 日規則第 12 号）、浪江町補助金交付要綱（昭和 60 年 11 月 1 日訓令第 10 号）及び浪江町補助金交付基準（平成 21 年 1 月 5 日訓令第 1 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第 2 条 補助の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 農業を営む生産農業法人及び復興組合、生産組合等の 3 戸以上の農業者が組織する団体（以下「農業者団体」という。）
- (2) 避難先から帰還し町内で営農再開する農業者
- (3) 町内で新たに営農を開始する農業者及び団体
- (4) 新規に設立した農業者団体並びに第 2 号及び第 3 号の農業者のうち初年度事業は新規参入者とし、次年度以降の事業に関する支援は新規参入者以外とする。

(採択要件)

第 3 条 採択の要件は、前条に規定する者であって、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 受益農家(事業の採択により益を受ける農業者をいう。)が 3 戸以上であること。
ただし、新規参入者等についてはこの限りでない。
- (2) 農業者団体は、会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

(事業内容及び補助対象経費等)

第 4 条 立上がる営農等への支援事業（以下「支援事業」という。）は、次に掲げる事業により構成するものとし、事業の内容及び補助対象経費等は別表第 1 及び別表第 2 のとおりとする。ただし、当該対象経費等のうち国又は地方公共団体が行う他の補助金等を活用するものは除く。

- (1) 立上がる営農への補助事業
 - (2) 歩み出す営農への補助事業
- 2 支援事業全体における町からの1会計年度あたりの補助限度額は、1申請者につき200万円とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 農業者団体の場合には構成戸数（3戸以上）が分かる資料

(交付決定)

第6条 町長は、前条の補助金交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、補助金交付の可否を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）又は補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

3 町長は、補助金交付決定にあたり、当該補助金交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(概算払)

第7条 町長は、必要があると認めるときは、概算払の方法により補助金を交付することができる。

2 申請者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(状況報告又は調査)

第8条 町長は、補助金交付に関し必要があると認めるときは、申請者に対し報告を求め、又は調査することができる。

(実績報告)

第9条 申請者は、補助事業が完了したときは、速やかに、実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書

(補助金額の確定等)

第10条 町長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、補助金確定通知書（様式第6号）により申請者に速やかに通知するものとする。

(補助金の請求等)

第 11 条 前条の通知を受けた申請者が補助金の請求をしようとするときは、速やかに補助金交付請求書（様式第 7 号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は前項の請求を受けたときは、内容を審査のうえ、適正と認めるときには速やかに補助金を交付しなければならない。

（交付決定の取消し）

第 12 条 町長は申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 交付決定に付した条件に違反したとき。

(3) 偽り又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(4) その他町長が補助金の交付を適当でないと認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第 8 号）により申請者に通知するものとする。

（補助金等の返還）

第 13 条 町長は、前条の規定により補助金交付決定を取消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、当該申請者に対し補助金返還命令書（様式第 9 号）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（補助金の経理等）

第 14 条 申請者は、補助金に係る経理について他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 申請者は、前項の帳簿及び補助金に係る書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

（その他）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 3 年 3 月 31 日告示第 28 号)

この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 8 月 24 日告示第 89 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和 4 年 2 月 14 日告示第 17 号)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1(第4条関係)

立上る営農への補助事業

事業名	補助対象事業	補助率	補助上限額	交付期間等	
1 農業機械等の点検、修繕	(1) 農業機械等の点検及び修繕費(消耗品は除く)	新規参入者	75%	50万円	初めて「立上る営農への補助」を申請した年度から5年間申請が可能。
		新規参入者以外	50%	30万円	
	(2) 農業用倉庫等の修繕費(小規模で必要最低限のもの)	50%	50万円		
2 管理用小型機械等の整備	定植や消毒、収穫等に必要小型管理機等の購入費	新規参入者	75%	50万円	
		新規参入者以外	50%	30万円	
3 施設等の整備	(1) 簡易なビニールハウスの整備費	新規参入者	75%	100万円	
		新規参入者以外	50%	50万円	
	(2) 農業用井戸の整備費	新規参入者	75%	100万円	
		新規参入者以外	50%	50万円	
4 作付け再開に係る掛かり増し作業等	各種作業の人件費	50%	50万円		
5 農地の改善等に向けた活動	農地の改善等に有効な緑肥作物の種子種苗等購入費	50%	50万円		

6 小型鳥獣の被害防止資材	野ネズミ、モグラ及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）の許可不用な鳥獣に係る防除用薬剤、捕獲器、忌避剤、ネット等の購入費	50%	10万円	
7 新規就農者・営農再開農業者への支援（企業法人は除く。）	農具、被覆資材、農薬、消毒剤、梱包資材等の営農初期に必要な資材の購入費	新規参入者	75%	20万円
		新規参入者以外	50%	

別表第 2(第 4 条関係)

歩み出す営農への補助事業

事業名	補助対象事業	補助率	補助上限額	交付期間等	
1 担い手の確保や農地の集約化に向けた活動	(1) 講師への謝礼	75%	50万円	-	
	(2) 視察等に要する経費				
2 法人等の組織化に向けた活動	(1) 研修及び講習受講費	75%	50万円		
	(2) 会議費及び旅費				
3 町内農産物の加工及び販売促進に向けた活動	(1) 加工及び販売用の簡易な装置等の整備費	50%	100万円		
	(2) 販売促進会等の開催経費	50%	50万円		
	(3) PR 用資材等の製作費				
	(4) 会議費及び旅費				
4 GAP、ドローン等の認定・資格取得支援	(1) 研修及び講習受講費	50%	30万円		県補助がある申請料等は除く。 ドローン導入した組織に対し 2 人まで。
	(2) 勉強会開催経費、図書等購入費				
5 生産拡大の取組支援	(1) 浪江町で野菜指定産地に該当する品目を集荷施設へ出荷する輸送費の補助	単位 10 トンあたり 1 万円		初めて「輸送費の補助」を申請した年度から 3 年間申請が可能。	

附 則(令和 5 年 5 月 8 日告示第 89 号)

この要綱は、令和 5 年 5 月 15 日から施行する。

附 則(令和 6 年 5 月 16 日告示第 124 号)

この要綱は、令和 6 年 5 月 16 日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

立上る営農等への支援事業補助金交付申請書

[別紙参照]

事業計画書・収支予算書

[別紙参照]

受益者名簿

[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

補助金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第3号(第6条関係)

補助金不交付決定通知書

[別紙参照]

様式第4号(第7条関係)

概算払請求書

[別紙参照]

様式第5号(第9条関係)

実績報告書

[別紙参照]

事業実績書・収支精算書

[別紙参照]

様式第6号(第10条関係)

補助金確定通知書

[別紙参照]

様式第7号(第11条関係)

補助金交付請求書

[別紙参照]

様式第 8 号(第 12 条関係)

補助金交付決定取消通知書
[別紙参照]

様式第 9 号(第 13 条関係)

補助金交付決定取消通知書
[別紙参照]